重点施策
7施策

幸せな
暮らしを拡げる
77事業

概要版 春日井市地域共生プラン

第４次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年3月）

誰もが主役　共に支え合う　安心と温もりのまちづくり

春日井市・春日井市社会福祉協議会

認知症の啓発のために認知症の人と家族、医療福祉関係者などがたすきをつなぐ
ＲＵＮ伴 2019 in 春日井

介護予防のためのボールを使った体操
花長町さぼてんクラブ

牛山地区社会福祉協議会による
高齢者の見守り活動
ウシサン見守り隊

地域福祉のススメ

あなたもはじめてみませんか？

自分にできる「何か」を地域で見つけましょう

地域に目を向けてみると自分ができることはたくさんあります。どのような活動でもいいと思います。身近な地域に目を向けて自由な時間に何をしようか考えると、そこから「やってみようと思えること」がきっと見つかるはずです。

地域には、ささいなことと思えても人に喜んでもらえたり、役に立てたりすることがあります。そこでは、自分の行動や言葉に素直な反応があり、仕事では得られなかった満足感や充実感を日々感じることができます。

「つながり」が生まれ、地域の輪がひろがります

まずは、地域の人へのあいさつや、地域の行事に参加することからはじめ、少しずつ「つながり」ができると、自分にあった活動を地域の中で見つけることができると思います。

そこから、地域の輪が広がり、助け合いが生まれ、地域が活き活きするという良い効果も出てきます。日常の大部分を過ごす地域で、自分自身もまちも元気になればよいことですよね。

地域福祉活動から得られる「達成感」を！

ボランティア活動に興味を持ってみえる方は多いと思います。元気なうちから、どんな形でもいいので地域福祉活動に携わっていただき、身近な日常から得られる満足感や達成感を見つけてほしいですね。きっとそれが、生涯における生きがいになっていくと思います。

地域福祉アドバイザー
南部哲男さん

春日井市地域共生プランとは？

一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現をめざします

　少子高齢化や核家族化が進み、社会環境が変化する中で、家庭や近所、地域といった様々な場における支え合いの基盤が弱まっています。

　このような中で、貧困や社会的孤立、虐待、認知症などの問題に加えて、いわゆる8050問題やダブルケアなど、地域における福祉課題は複雑化、複合化しています。

　春日井市では、これらの様々な課題に対応するため、市の策定する「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」を見直し、「春日井市地域共生プラン」として一体的に策定することとしました。

　市と市社会福祉協議会の緊密な連携のもと、より積極的に地域福祉の推進を図り、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創ることのできる「地域共生社会」の実現をめざします。

春日井市　　**春日井市社会福祉協議会**

春日井市地域共生プラン

第４次 地域福祉計画	＋	第４次 地域福祉活動計画

一体的策定により、緊密な連携を図る

↓

地域共生社会の実現

４つの「助」

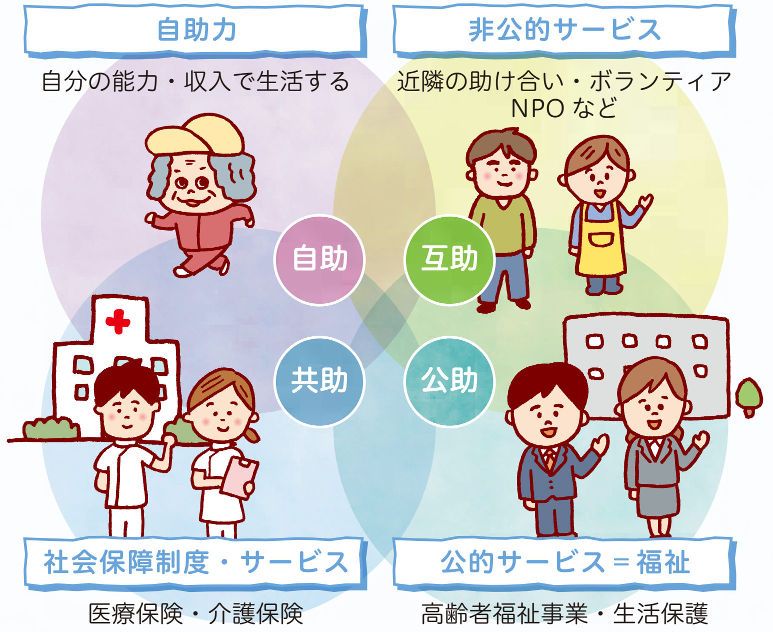

「地域福祉」を推進するためには、市民、地縁団体、ボランティア、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要となります。

　そのため、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた視点が重要となります。

春日井市地域共生プランの本編は、こちらからご覧いただけます。

URL

https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/seisaku/plan1/1019818.html

春日井市地域共生プランの概要

基本理念　誰もが主役　共に支え合う　安心と温もりのまちづくり

基本目標

市民が主役の地域福祉を「共に創る」	地域の包括的な支援に「つなげる」	いつでも誰でも幸せな暮らしを「拡げる」

施策の方向性・具体施策

市民が主役の地域福祉を「共に創る」

1 地域の生活課題を解決する仕組みづくり

◆地域協議会・地域ケア会議の活用
◆地域福祉コーディネーターの拡充

2 地域の支え合い活動の推進

◆先進的な地域福祉活動の推進
◆高齢者サロンの拡充（買い物支援等）

3 地域活動の活性化と人材育成

◆地区社協はじめ地縁団体などの活動支援
◆福祉共育の充実

地域の包括的な支援に「つなげる」

1 包括的な相談支援体制の強化

◆多機関の協働による包括的な支援体制の構築
◆民生委員との連携

2 権利擁護と成年後見制度の利用促進

◆成年後見制度利用促進法に基づく連携体制の構築と中核機関の設置

3 自立に向けた支援の強化

◆制度の狭間となる課題への対応
◆生活困窮者の自立支援

いつでも誰でも幸せな暮らしを「拡げる」

1 地域の見守り体制の強化

◆子ども、認知症高齢者、孤立死防止などの地域見守り
◆虐待防止

2 災害時における地域住民による互助の充実

◆災害時要配慮者への避難支援と個別計画の策定
◆防災ボランティア

3 民間サービスの創出・活用の促進

◆社会福祉法人等の社会貢献事業
◆高齢者等の移動支援の検討

計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉計画推進協議会による PDCA サイクル、庁内連携体制

2 進行管理と成果指標

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価

3 協働による計画の実践

計画の担い手（地区社協、区・町内会、民生委員など）と役割

市民が主役の地域福祉を「共に創る」

重点施策　地域福祉の視点から地域の生活課題を解決する仕組みづくり

地域ケア会議など

地域協議会
（日常生活圏域単位）

地域ケア会議
（町内会など単位）

住民福祉座談会
（地域福祉協議会単位）

地域ケア個別会議
（個人・関係者単位）

地域包括支援センター主催

参画

生活支援体制

地域福祉コーディネーター

支援

地区社会福祉協議会	区・町内会・自治会
住民主体サービス実施団体	老人クラブ
NPO	民生委員・児童委員主任児童委員

地域の互助活動や生活支援サービス

高齢者サロン	地域見守り	友愛訪問
認知症カフェ	認知症サポーター	捜索模擬訓練
ホームヘルプサービス	ちょっとお助けサービス	買い物支援

地域協議会や地域ケア会議などを通じて、住民が主体的に地域の生活課題などを話し合い、解決を試みることができる仕組みづくりを構築します。また、地域福祉コーディネーターが課題解決に向けた地域福祉活動を支援します。

主な事業

住民提案型の地域福祉活動への支援

住民提案型の先進的な地域福祉活動に対し、地域住民と地域福祉コーディネーターが協働で事業を実施し、又は実施団体への助成を行います。

住民主体の通所型・訪問型サービスの充実、買い物支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業を通じて、通所型サービスの立ち上げや運営に対し、助成を行います。また、高齢者サロン等の事業の一環として、タクシー等を活用して参加者に買い物の機会を提供する団体に対し、助成を行います。

地縁団体などの活動支援、福祉共育の推進と人材育成

地区社会福祉協議会、区・町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティア、NPO などの活動を支援します。また、学校や地域における「福祉共育」を推進します。地域福祉の担い手となる人材の発掘、育成を促進します。

地域の包括的な支援に「つなげる」

重点施策　多機関の協働による包括的な支援体制の構築

各分野の相談支援機関の連携ネットワーク

高齢者
- 基幹型地域包括支援センター
- 認知症初期集中支援チーム
- 地域包括支援センター

障がい者
- 基幹相談支援センター
- 高齢者・障がい者権利擁護センター
- 障がい者生活支援センター

生活困窮
- 自立支援相談コーナー
- 生活福祉資金貸付
- 生活保護相談窓口

春日井市社会福祉協議会（基幹型地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、基幹相談支援センター、高齢者・障がい者権利擁護センター、自立支援相談コーナー、生活福祉資金貸付）

ひきこもり・うつ など
- 市健康増進課（メンタルヘルス相談）
- 春日井保健所（メンタルヘルス相談）

子ども・児童
- 子育て世代包括支援センター
- 児童相談所
- 子ども・若者サポートステーション

相談員の質の向上（各分野の横断的支援など）

民生委員・児童委員等との連携強化

主な事業

包括的な支援体制の構築に向けた検討

実務者レベルの会議を設置し、多機関の協働により、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など各分野を横断する包括的な支援の構築に向けた検討を行います。

民生委員と相談支援機関との連携強化

民生委員と地域包括支援センターを始めとした各分野の相談支援機関との顔の見える関係を構築するため、各種研修や地区の民生委員・児童委員協議会の場を活用します。

春日井市権利擁護連絡会議（仮称）の設置

成年後見制度の利用促進と権利擁護を図るため、医療福祉関係者、警察、弁護士会等から構成する連絡会議を設置し、地域連携ネットワークの構築を進めます。

中核機関の設置

成年後見制度利用促進法に基づく中核機関として、高齢者・障がい者権利擁護センターを位置付け、相談支援、市民への啓発、市民後見人の育成などを行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

いつでも誰でも幸せな暮らしを「拡げる」

重点施策　民間の公的保険外サービスの創出・活用の促進

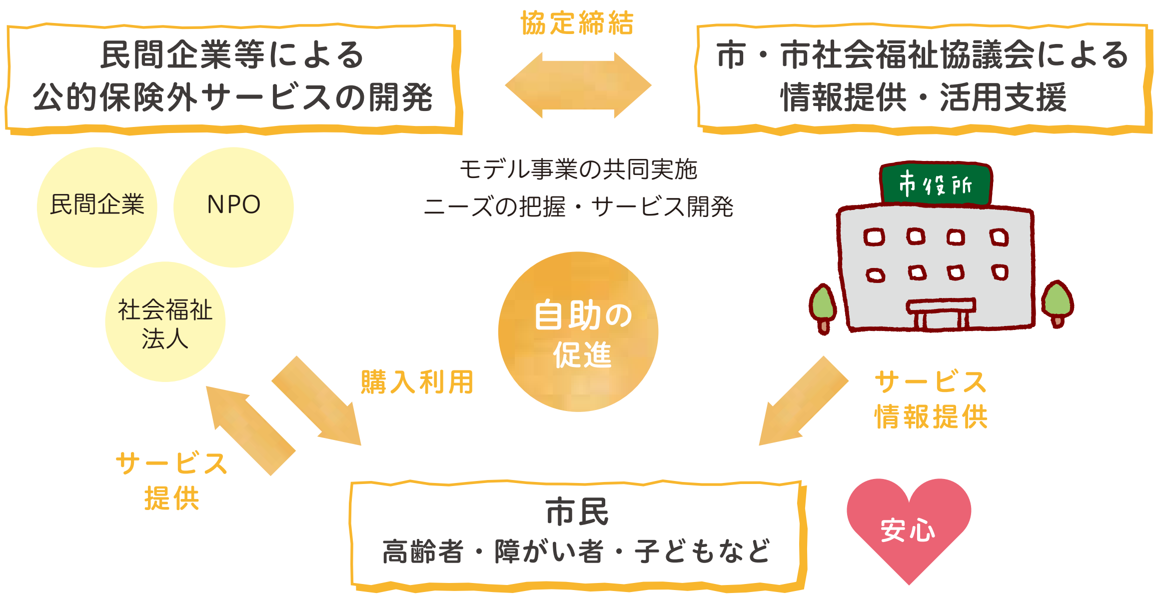

活用が期待できる民間サービスの分野等

健康・ヘルスケア
フィットネスジム、
温浴施設、薬局、
カラオケなど

生活支援サービス
配食・宅配、家事援助、
見守りサービス、生協、
コンビニなど

終活サポート
任意後見、生前整理、
葬儀、アドバンス・ケア・
プランニング、空き家など

社会福祉法人、NPOによる社会貢献事業

主な事業

企業による地域貢献事業の推進

民間企業による地域社会への協調・貢献を促進するため、企業自らが行う地域コミュニティイベントや文化、教育活動に対し、費用の一部を助成します。

ハートフルパーキング事業の推進

在宅医療・介護事業者が訪問する際の駐車場を確保するため、地域住民の互助によるハートフルパーキングの市内全域への普及を進めます。

地域見守り体制の確保

孤立死等を防止するため、電気・ガス・水道などのライフライン事業者や郵便局、新聞販売店などと協定を締結し、地域見守り活動を推進します。

災害時要配慮者の避難支援

災害時要援護者台帳に事前に登録いただいた人に、避難勧告などの情報提供を行います。区・町内会・自治会、民生委員等の協力により、避難支援者の確保を図ります。

地域福祉便利帳

市民が主役の地域福祉を「共に創る」

地域福祉活動の支援全般
地区社会福祉協議会
ボランティアセンターなど

市社会福祉協議会　☎0568-85-4321

市民活動・NPO活動の支援
市民活動支援センター　☎0568-56-1943

区・町内会・自治会・コミュニティ
市民活動推進課　☎0568-85-6617

老人クラブ・敬老会助成
地域福祉課　☎0568-85-6176

子ども会・子育て支援団体
子ども政策課　☎0568-85-6151/6206

住民主体サービスの活動支援
地域福祉コーディネーター
市社会福祉協議会　☎0568-85-4321
地域福祉課　☎0568-85-6187

地域の包括的な支援に「つなげる」

高齢者の総合相談窓口
地域包括支援センター（12 か所）
地域福祉課　☎0568-85-6187

障がい者の相談支援窓口
基幹相談支援センターしゃきょう　☎0568-84-5300
障がい者生活支援センター（4 か所）
障がい福祉課　☎0568-85-6186

妊娠・出産・子育て
子育て世代包括支援センター（子ども政策課）
☎0568-85-6170

生活困窮や家計・ひきこもりの相談
自立支援相談コーナー（生活支援課）
☎0568-85-6152

メンタルヘルス相談
春日井保健所　☎0568-31-0750
健康増進課　☎0568-85-6172

成年後見制度の利用支援
高齢者・障がい者権利擁護センター
☎0568-82-9232

民生委員・児童委員・主任児童委員
地域福祉課　☎0568-85-6228

いつでも誰でも幸せな暮らしを「拡げる」

地域見守りホットライン
高齢者虐待・孤立死防止通報
地域福祉課　☎0568-85-6196

障がい者虐待防止ホットライン
基幹相談支援センターしゃきょう　☎0568-84-5310

子どもの虐待通告・相談
児童相談所虐待対応ダイヤル　☎189
子ども政策課　☎0568-85-6229

配偶者、恋人などからの暴力についての相談
DV 相談　☎0568-85-7867

※緊急時の虐待等の対応は、直接警察へ通報（110 番）して下さい

認知症高齢者の見守り
地域福祉課　☎0568-85-6187

災害時の要配慮者の避難支援
地域福祉課　☎0568-85-6228